



Asset
Management

GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(請求目論見書)

2016.6.11

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うGS ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	7
3	投資リスク	20
4	手数料等及び税金	24
5	運用状況	28
第2	管理及び運営	34
1	申込（販売）手続等	34
2	換金（解約）手続等	35
3	資産管理等の概要	36
4	受益者の権利等	39
第3	ファンドの経理状況	40
1	財務諸表	42
2	ファンドの現況	64
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	65
第三部	委託会社等の情報	66
第1	委託会社等の概況	66
1	委託会社等の概況	66
2	事業の内容及び営業の概況	67
3	委託会社等の経理状況	68
4	利害関係人との取引制限	91
5	その他	91

信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(以下「本ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ハイボン」)。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券を除きます。))を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5)【申込手数料】

3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

(注)ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2015年12月11日から2016年12月9日まで

(注)申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米国のハイ・イールド社債市場へ投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショール ト型/絶対収益 追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご

参照ください。

本ファンドの名称に「毎月分配型」と付記することがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. 主としてハイ・イールド社債に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
3. バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。
4. 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行うことをめざします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。

米国を中心とするハイ・イールド社債への分散投資

高利回り社債(ハイ・イールド社債)に実質的に投資することにより、高い利子収入(インカム・ゲイン)の確保に加え、債券元本部分の売買益および評価益(キャピタル・ゲイン)の獲得をめざします。なお、本ファンドは、米ドル建ての債券等を実質的な主要投資対象としますが、一部を米ドル建て以外の債券等に投資します。

外貨建債券の高利回りとハイ・イールド社債の高水準の спреッド

外貨建ハイ・イールド社債への投資にあたっては、対円で為替ヘッジを行わないことにより、外貨建債券の高利回りに加え、国債など信用度の高い債券の利回りを上回るハイ・イールド社債の利回りの上乗せ金利(спреッド)を享受することをめざします。

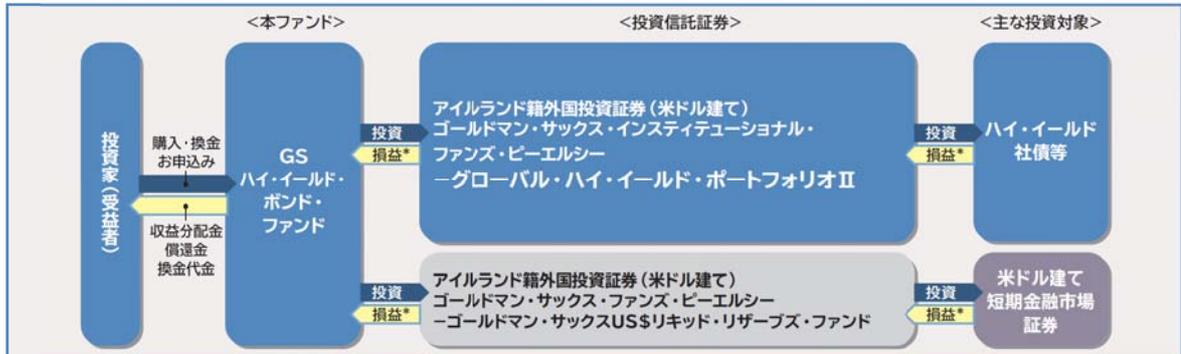
(2) 【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2004年9月17日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。
※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」または「組入れ投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

(a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(b) ゴールドマン・サックス (シンガポール) ピーティーイー

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

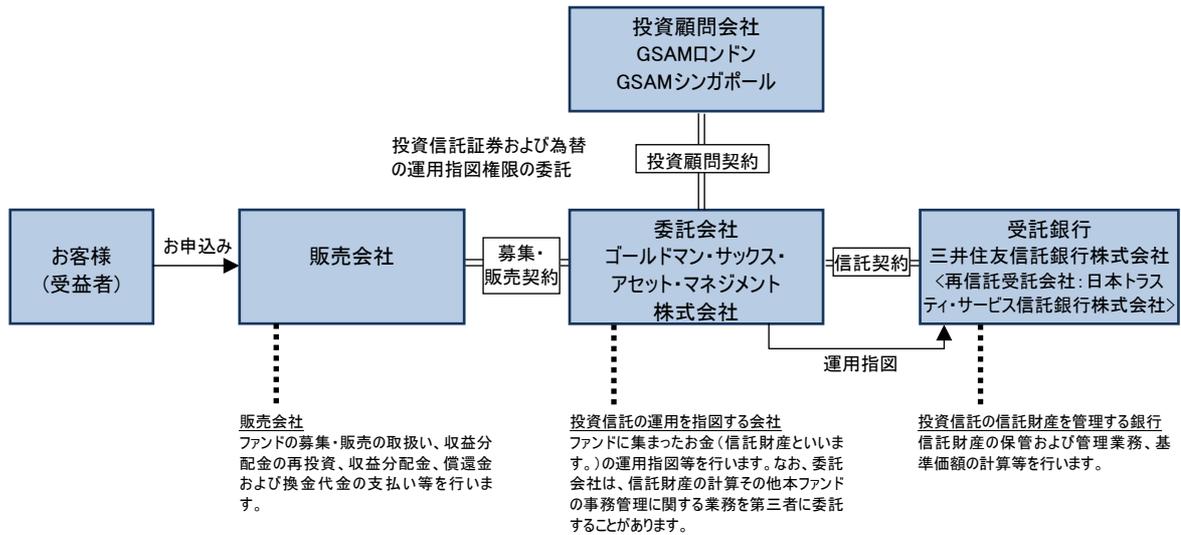
c. 受託会社(三井住友信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル(約131兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.61円)により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

主として、投資適格未滿に格付けされた債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、通常の状況において、資産の3分の2以上を投資時点で投資格付未滿に格付けされた高利回りの債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）から構成される高い水準のトータル・リターンをめざします。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

パークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイーに投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

上記組入れ投資信託証券の詳細については、後記「(2)投資対象(e)投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)」をご覧ください。

なお、本ファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市	投資信託証券 および為替の 運用	別に定める取り決めに基づく 金額が委託会社から原則とし て毎月支払われるものとし、 信託財産からの直接的な支払 いは行いません。
ゴールドマン・サックス(シンガポ ール)ピーティーイー (GSAMシンガポール)	シンガポール	同上	同上

c. 本ファンドの特色

<ハイ・イールド社債とは>

ハイ・イールド社債とは、BB格(スタンダード&プアーズ)およびBa格(ムーディーズ)相当以下(投資適格未滿)の格付けを付与された社債のことをいいます。

ハイ・イールド社債は、一般的に投資適格社債(スタンダード&プアーズの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債)と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性(デフォルト・リスク)が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

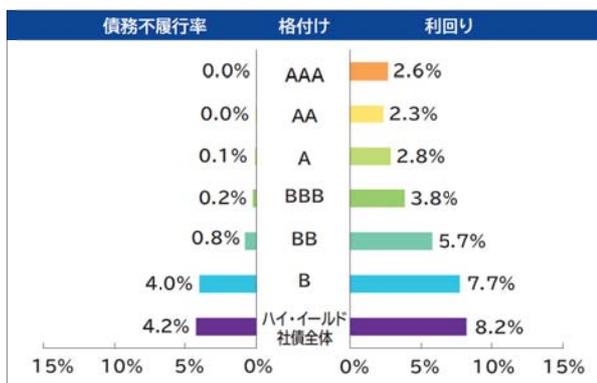
ポイント

格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。下図の例では、AAA格が最も信用度が高く、デフォルト・リスクが最も低いことを表しています。

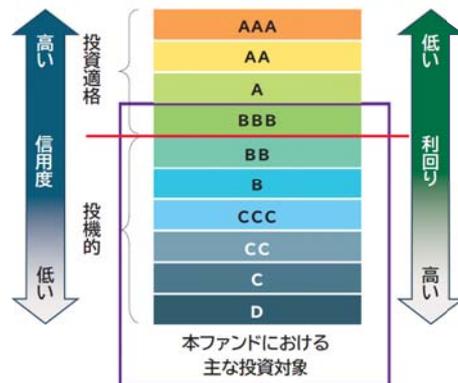
格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知るうえで重要な情報のひとつといえます。

格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り



投資対象債券の信用格付けの位置付け



<債務不履行率>

期間: 1981年～2014年

出所: スタンダード&プアーズ

1981年～2014年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の1年前(各年1月1日時点)の格付けを参照。(2014年12月末現在)。

<利回り>

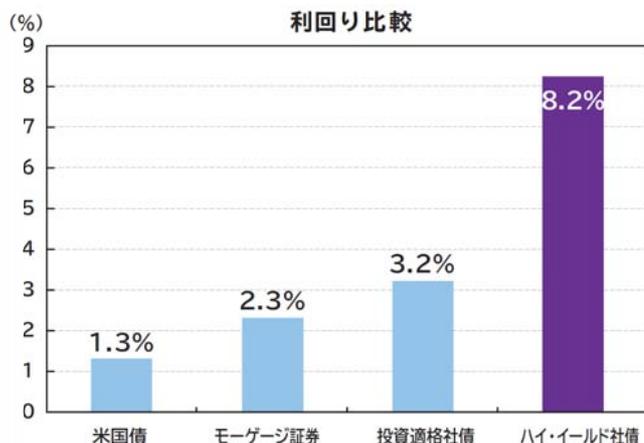
2016年3月末現在

出所: バークレイズ

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

<相対的に高いハイ・イールド社債利回り>

ハイ・イールド社債の利回りは、国債あるいは投資適格社債などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、相対的に高い利回りとなっています。



2016年3月末現在

出所: バークレイズ

米国債: バークレイズUSトレジャリー・インデックス

モーゲージ証券: バークレイズUSアグリゲート・インデックスのモーゲージ証券部分

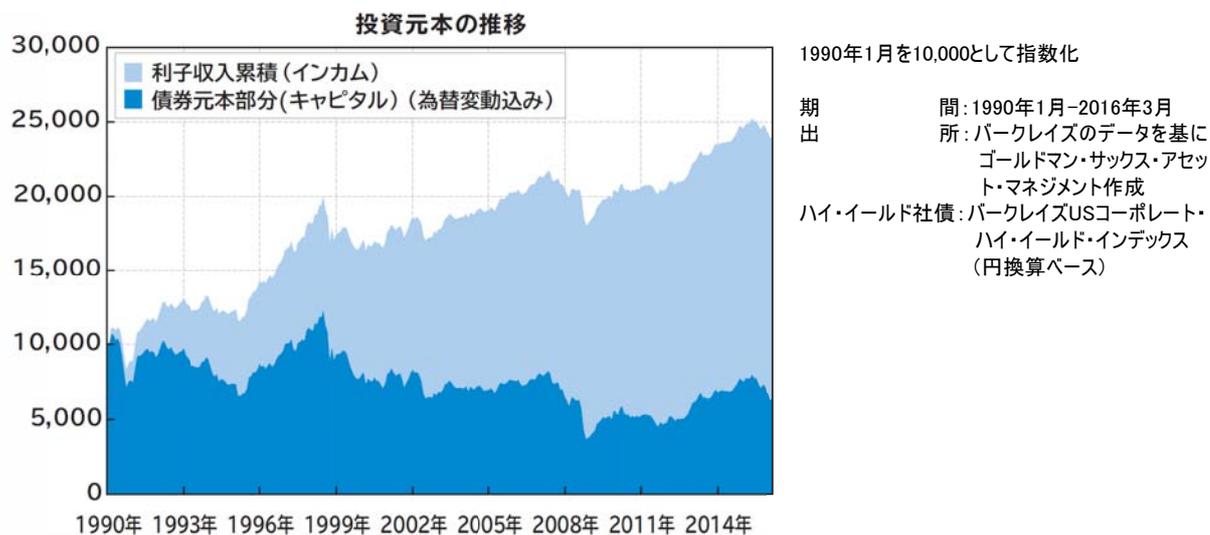
投資適格社債: バークレイズ・米国投資適格社債インデックス

ハイ・イールド社債: バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<ハイ・イールド社債投資における価格の変動>

過去の実績を見る限り、ハイ・イールド社債への投資は、短期的にも長期的にも元本および利子収入が大きく変動してきました。ハイ・イールド社債への投資は、相対的に高い利子収入（インカム・ゲイン）が期待できる一方で、大幅な価格下落リスクも伴います。



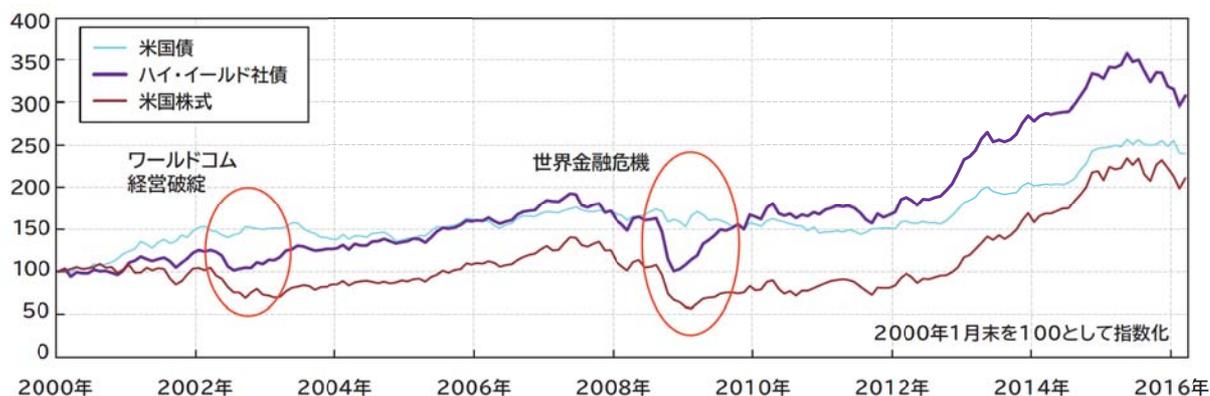
※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。また、上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

<ハイ・イールド社債のリスク>

ハイ・イールド社債は利回りが高い一方、一般的に投資適格社債と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

ハイ・イールド社債の価格は、市場環境に伴い上下動を繰り返します。景気後退期には、通常、企業の財務状況は悪化し、元本および利息の支払いに対する信用力が低下するため、ハイ・イールド社債の価格は下落するという特徴があります。

また、個々のハイ・イールド社債の価格は、発行企業の信用状況の動向によっても大きく上下することがあります。



期 間: 2000年1月～2016年3月

出 所: バークレイズ、ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

ハイ・イールド社債: バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス

米 国 債: バークレイズUSTレジャリー・インデックス

米 国 株 式: S&P500

(インデックスはすべて円ベース)

※上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。

<ファンドの運用>

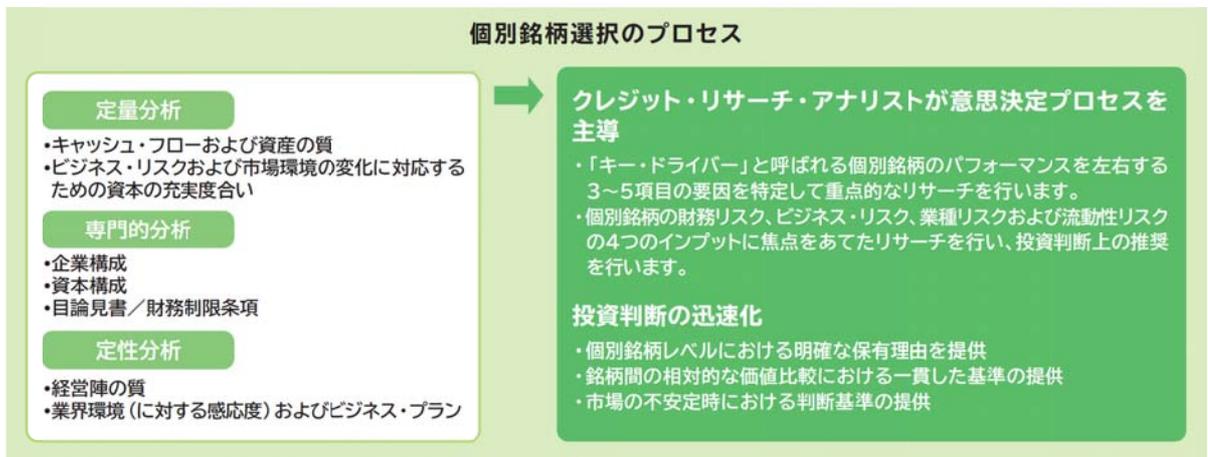
本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）が主として担当します。両社は全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。投資適格社債運用チームや、株式運用チームをはじめ、幅広い情報源を活用します。

幅広い情報源からのインプット

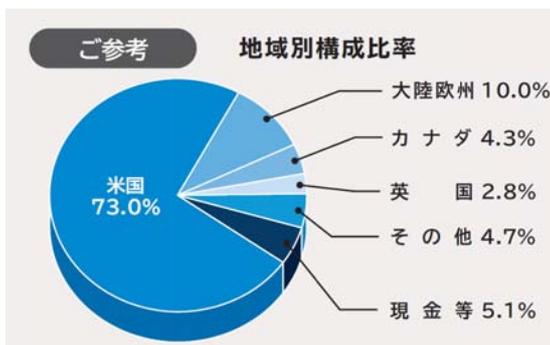


発行企業の詳細な調査に重点を置き、個別銘柄の選択を行います。また、価格変動リスクの影響を抑えるため、400 - 700程度に銘柄を分散します。

個別銘柄選択のプロセス



※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。



本ファンドは、主に米国のハイ・イールド社債市場への投資を行います。欧州その他地域の収益機会も存在することから、グローバル・ハイ・イールド社債市場全体への投資を通じて収益を追求します。シニアな運用メンバーは、1980年代半ばより、欧州ハイ・イールド社債の運用経験を有しています。

米ドル以外の通貨建て債券に関しては、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

上記は、本ファンドの主要投資対象であるアイルランド籍外国投資証券「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ」の例です。(2016年3月末現在)

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ．金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。指定投資信託証券は見直されることがあります。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から除外されたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未滿に格付された高利回りの債券に投資します。 固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
ベンチマーク	パークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス（米ドルベース）
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。（一時的に10%を超える場合を除く。） 一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資は行いません。 私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。 一発行会社の発行する有価証券について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.6% 申込手数料： なし 解約手数料： なし 信託財産留保額：なし その他の費用： 管理報酬、管理事務代行報酬および保管報酬（年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とします。）、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

(注)上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 最良格付証券*として適格であり、また格付けのない場合には最良格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社のみならず広範な証券に投資します。 購入時において満期まで 397 日以下の証券、証書および債務に投資し、60 日以下の加重平均満期と、120 日以下の加重平均残存年限を維持します。 * 最良格付証券とは、一般に、公認格付機関（RSRO）により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。
運用報酬等	運用報酬等： 年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

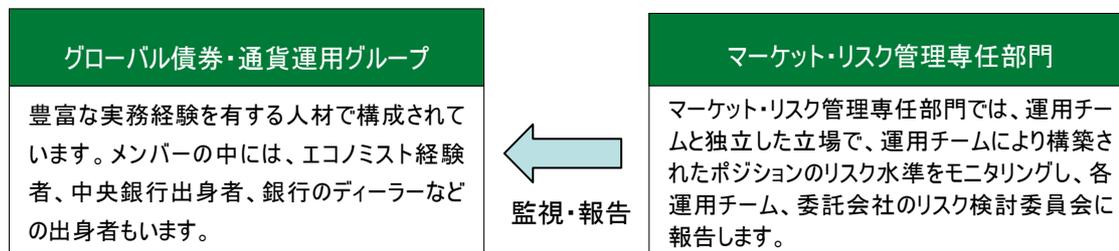
上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

a . 組織

本ファンドが組入れる主な投資信託証券、G S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンが主として担当します。両社は、全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上ひとつのチームとして運用を行っています。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b . 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります)。

c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

2004年11月10日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（原則として、毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に利息等収益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。分配金額は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



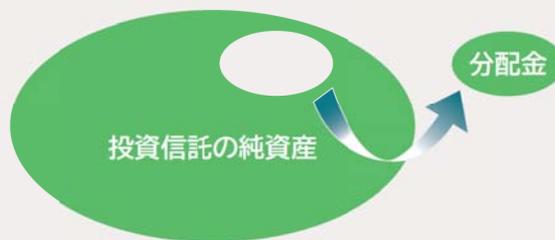
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
2. 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により全額自動的に再投資されます。
自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受け取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

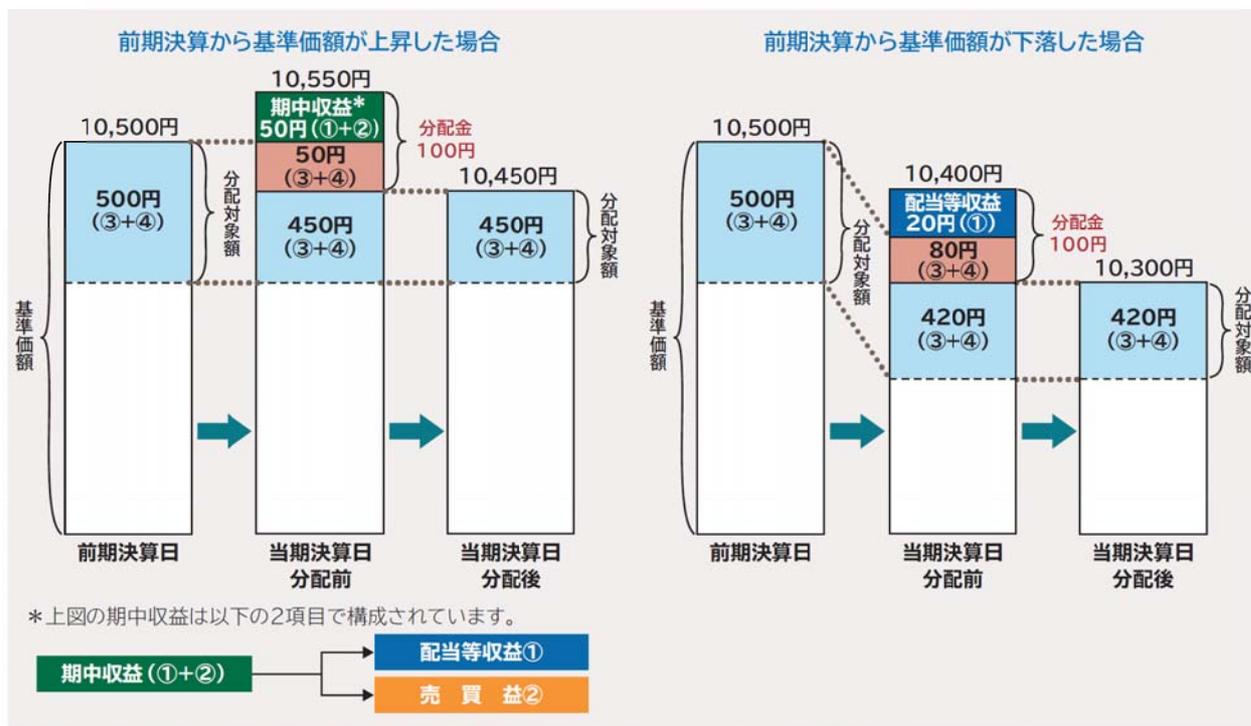


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の健全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりや、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

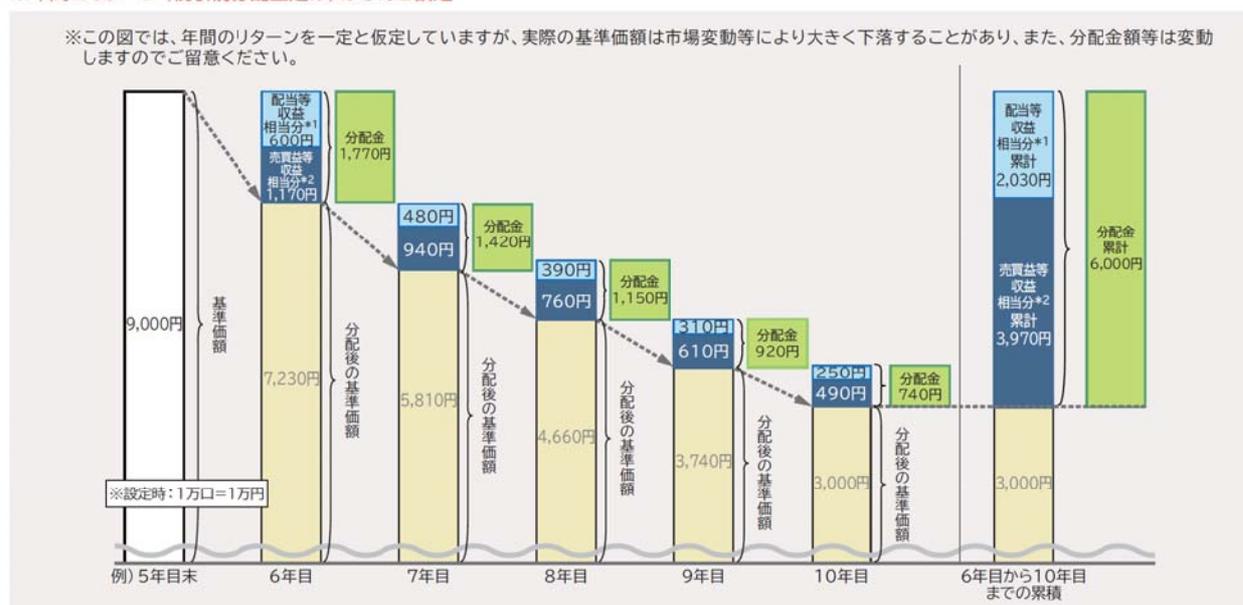
① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



- * 1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。
 - * 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。
- (注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
2. 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
3. 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
4. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
5. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
6. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第25条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3. 資金の借入れ（信託約款第33条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

一般的に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、金利の変動幅は大きくなり、価格の変動も大きくなります。

2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

3．為替リスク

本ファンドは実質的に外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

4．流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

5．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6．カンントリー・リスク

本ファンドは外国証券への投資を行います。外国証券への投資には、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

7．デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを

伴います。

8. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 追加信託金の上限に関わる留意点

本ファンドの追加信託金の上限は5,000億円となっておりますが、ハイ・イールド社債の市場環境、運用チームの運用許容金額、為替相場、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの信託金が5,000億円を下回る場合であっても本ファンドの買付のお申込みを受けられない場合があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(f) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、パークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 関係会社からの借入れに関わる留意点

本ファンドは、一部解約代金の支払いに対応するため、また分配金の再投資に対応するため、資金の借入れを行うことができます。この場合、委託会社の関係会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社から借入れを行うことができますが、借入金の金利はファンドの信託財産から支弁されます。

(h) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(i) 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) (以下「FATCA」といいます。) として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する (i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、 (ii) 2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および (iii) 2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い (またはその一部) は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定 (以下「日米政府間協定」といいます。) を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約 (以下「FFI契約」といいます。) を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」 (すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人) および (一定の場合) 特定米国人により所有される非米国人 (以下「米国所有外国事業体」といいます。) に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
 2. FATCAを遵守していない受益者の情報 (まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
 3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること
- 本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(j) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(k) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売 (お買付代金の預り等を含みます。) について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。) に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するのではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については、以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分	
		3,000億円以下の部分	3,000億円超の部分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.1620% (税抜0.15%)	年率0.1296% (税抜0.12%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.7776% (税抜0.72%)	年率0.8100% (税抜0.75%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)	年率0.0324% (税抜0.03%)

なお、組入れる投資信託証券においても、ファンドの運用等の対価として年率0.6%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.572%（税込）程度となります。

委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(参考) 組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率（年率）
ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	年率 0.6% (*1)
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35% (*2)

(*1) 上記のほか、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

(*2) 管理報酬、保管費用等を含む上限。

詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細について、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り、)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アイルランド	112,920,022,645	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,004,357,566	0.88
合計(純資産総額)		113,924,380,211	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイル ランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ビーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ・FOF1・シェアクラス	188,687.954	578,324.46	109,122,860,237	581,633.87	109,747,306,341	96.33
2	アイル ランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	2,300.789	1,378,630.78	3,171,938,546	1,378,968.82	3,172,716,304	2.78

業種別及び種類別投資比率

(2016年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	99.12
合計	99.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2016年3月31日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2016年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2016年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第4特定期間末 (2006年9月11日)	279,832	281,590	1.0352	1.0417
第5特定期間末 (2007年3月12日)	254,941	256,475	1.0803	1.0868
第6特定期間末 (2007年9月10日)	204,841	206,200	0.9802	0.9867
第7特定期間末 (2008年3月10日)	159,511	160,774	0.8207	0.8272
第8特定期間末 (2008年9月10日)	167,195	168,712	0.8264	0.8339
第9特定期間末 (2009年3月10日)	108,178	109,670	0.5438	0.5513
第10特定期間末 (2009年9月10日)	144,082	145,774	0.6386	0.6461
第11特定期間末 (2010年3月10日)	172,850	174,845	0.6498	0.6573
第12特定期間末 (2010年9月10日)	179,667	181,951	0.5901	0.5976
第13特定期間末 (2011年3月10日)	150,253	151,779	0.5911	0.5971
第14特定期間末 (2011年9月12日)	125,751	127,257	0.5011	0.5071
第15特定期間末 (2012年3月12日)	109,806	111,040	0.5339	0.5399
第16特定期間末 (2012年9月10日)	106,377	107,659	0.4980	0.5040
第17特定期間末 (2013年3月11日)	146,562	148,007	0.6085	0.6145
第18特定期間末 (2013年9月10日)	267,344	270,030	0.5973	0.6033
第19特定期間末 (2014年3月10日)	303,234	306,144	0.6251	0.6311
第20特定期間末 (2014年9月10日)	303,010	305,981	0.6118	0.6178
第21特定期間末 (2015年3月10日)	229,700	231,801	0.6561	0.6621
第22特定期間末 (2015年9月10日)	165,514	167,172	0.5991	0.6051
第23特定期間末 (2016年3月10日)	115,244	116,630	0.4988	0.5048
2015年3月末日	215,027	-	0.6441	-
4月末日	207,286	-	0.6438	-
5月末日	205,146	-	0.6621	-
6月末日	189,669	-	0.6428	-
7月末日	181,954	-	0.6360	-
8月末日	168,786	-	0.6068	-
9月末日	157,685	-	0.5782	-
10月末日	157,856	-	0.5914	-
11月末日	150,915	-	0.5814	-
12月末日	134,559	-	0.5490	-
2016年1月末日	126,211	-	0.5321	-
2月末日	113,451	-	0.4878	-
3月末日	113,924	-	0.4984	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第4特定期間	2006年3月11日～2006年9月11日	0.0390
第5特定期間	2006年9月12日～2007年3月12日	0.0390
第6特定期間	2007年3月13日～2007年9月10日	0.0390
第7特定期間	2007年9月11日～2008年3月10日	0.0390
第8特定期間	2008年3月11日～2008年9月10日	0.0420
第9特定期間	2008年9月11日～2009年3月10日	0.0450
第10特定期間	2009年3月11日～2009年9月10日	0.0450
第11特定期間	2009年9月11日～2010年3月10日	0.0450
第12特定期間	2010年3月11日～2010年9月10日	0.0450
第13特定期間	2010年9月11日～2011年3月10日	0.0375
第14特定期間	2011年3月11日～2011年9月12日	0.0360
第15特定期間	2011年9月13日～2012年3月12日	0.0360
第16特定期間	2012年3月13日～2012年9月10日	0.0360
第17特定期間	2012年9月11日～2013年3月11日	0.0360
第18特定期間	2013年3月12日～2013年9月10日	0.0360
第19特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	0.0360
第20特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	0.0360
第21特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	0.0360
第22特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	0.0360
第23特定期間	2015年9月11日～2016年3月10日	0.0360

【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第4特定期間	2006年3月11日～2006年9月11日	1.6
第5特定期間	2006年9月12日～2007年3月12日	8.1
第6特定期間	2007年3月13日～2007年9月10日	5.7
第7特定期間	2007年9月11日～2008年3月10日	12.3
第8特定期間	2008年3月11日～2008年9月10日	5.8
第9特定期間	2008年9月11日～2009年3月10日	28.8
第10特定期間	2009年3月11日～2009年9月10日	25.7
第11特定期間	2009年9月11日～2010年3月10日	8.8
第12特定期間	2010年3月11日～2010年9月10日	2.3
第13特定期間	2010年9月11日～2011年3月10日	6.5
第14特定期間	2011年3月11日～2011年9月12日	9.1
第15特定期間	2011年9月13日～2012年3月12日	13.7
第16特定期間	2012年3月13日～2012年9月10日	0.0
第17特定期間	2012年9月11日～2013年3月11日	29.4
第18特定期間	2013年3月12日～2013年9月10日	4.1
第19特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	10.7
第20特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	3.6
第21特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	13.1
第22特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	3.2
第23特定期間	2015年9月11日～2016年3月10日	10.7

(4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第4特定期間	2006年3月11日～2006年9月11日	36,615,978,947	48,457,940,527	270,330,195,166
第5特定期間	2006年9月12日～2007年3月12日	22,653,803,131	56,985,605,891	235,998,392,406
第6特定期間	2007年3月13日～2007年9月10日	13,354,804,720	40,375,153,640	208,978,043,486
第7特定期間	2007年9月11日～2008年3月10日	12,522,420,728	27,132,490,743	194,367,973,471
第8特定期間	2008年3月11日～2008年9月10日	22,001,083,045	14,043,828,984	202,325,227,532
第9特定期間	2008年9月11日～2009年3月10日	11,484,011,632	14,894,736,936	198,914,502,228
第10特定期間	2009年3月11日～2009年9月10日	36,904,356,519	10,182,282,807	225,636,575,940
第11特定期間	2009年9月11日～2010年3月10日	63,651,841,174	23,289,047,959	265,999,369,155
第12特定期間	2010年3月11日～2010年9月10日	69,648,824,549	31,168,883,308	304,479,310,396
第13特定期間	2010年9月11日～2011年3月10日	35,030,524,828	85,304,557,536	254,205,277,688
第14特定期間	2011年3月11日～2011年9月12日	56,898,691,195	60,140,143,822	250,963,825,061
第15特定期間	2011年9月13日～2012年3月12日	14,914,169,753	60,197,275,200	205,680,719,614
第16特定期間	2012年3月13日～2012年9月10日	44,585,414,896	36,643,649,518	213,622,484,992
第17特定期間	2012年9月11日～2013年3月11日	93,399,587,169	66,178,461,913	240,843,610,248
第18特定期間	2013年3月12日～2013年9月10日	236,180,063,976	29,437,788,759	447,585,885,465
第19特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	110,904,076,131	73,377,087,437	485,112,874,159
第20特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	81,163,787,728	71,029,507,080	495,247,154,807
第21特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	15,434,878,614	160,571,645,103	350,110,388,318
第22特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	5,752,896,174	79,590,248,633	276,273,035,859
第23特定期間	2015年9月11日～2016年3月10日	3,993,939,918	49,245,373,015	231,021,602,762

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

■ 基準価額・純資産の推移

2016年3月31日現在

2006年4月3日～2016年3月31日(設定日:2004年9月17日)



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	4,984円
純資産総額	1,139.2億円

■ 期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	3.40%
3ヵ月	-5.94%
6ヵ月	-7.89%
1年	-12.50%
3年	18.63%
5年	57.85%
設定来	82.06%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■ 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	15 4/10	15 5/11	15 6/10	15 7/10	15 8/10	15 9/10	15 10/13	15 11/10	15 12/10	16 1/12	16 2/10	16 3/10	直近1年累計	設定来累計
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	60円	720円	8,860円						

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 主要な資産の状況

組入上位発行体

	発行体	格付け(Moody's/S&P)	業種(セクター)	比率
1	スプリント	B1/BB-	通信	3.4%
2	HCA	Ba1/BBB-	ヘルスケア	2.9%
3	MGMリゾート・インターナショナル	B3/B+	サービス/娯楽	1.5%
4	ドイツ・テレコム	Ba3/BB	通信	1.5%
5	チャーター・コミュニケーションズ	B1/BB-	メディア/ケーブル	1.4%
6	パッケージング	Caa2/CCC+	パッケージ	1.3%
7	アルティス	B1/BB-	メディア/ケーブル	1.2%
8	エクイニクス	B1/BB	テクノロジー	1.2%
9	HDサプライ	Ba3/BB	建設資材	1.2%
10	コミュニティー・ヘルス・システムズ	Ba2/BB	ヘルスケア	1.1%

ポートフォリオ構成比

ハイ・イールド・ファンド	96.3%
現金等	3.7%

※上記ハイ・イールド・ファンドの数値は、組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオIIの数値です。

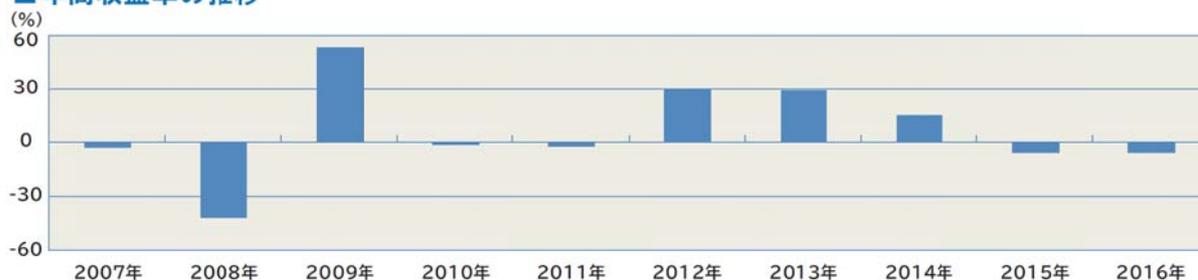
ポートフォリオ情報*

組入銘柄数	353銘柄
平均デュレーション	3.85年
平均最終利回り**	7.33%
平均格付	BB格

* 組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオIIの実績

** 組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオIIにおける債券ポートフォリオ部分の数値

■ 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

●2016年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、ニューヨークの休業日においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。

(4) お買付単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、原則として、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、「一般コース」の場合は1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位とします。販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ハイボン」）。年2回（3月および9月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2004年9月17日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2004年9月17日から2004年11月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合で、受益者の利益のため必要と認めるときは、

法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものを含みます。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前段落ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年9月11日から平成28年3月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴司 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS ハイ・イールド・ボンド・ファンドの平成27年9月11日から平成28年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS ハイ・イールド・ボンド・ファンドの平成28年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド】

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成27年9月10日現在)	当期 (平成28年3月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		276,107	-
コール・ローン		2,399,251,690	2,862,826,625
投資証券		165,190,578,550	114,164,168,885
未収入金		-	260,215
未収利息		2,062	78
流動資産合計		167,590,108,409	117,027,255,803
資産合計		167,590,108,409	117,027,255,803
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,657,638,215	1,386,129,616
未払解約金		275,853,058	308,494,881
未払受託者報酬		4,707,245	2,915,101
未払委託者報酬		136,510,132	84,537,919
その他未払費用		490,319	612,161
流動負債合計		2,075,198,969	1,782,689,678
負債合計		2,075,198,969	1,782,689,678
純資産の部			
元本等			
元本		276,273,035,859	231,021,602,762
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		110,758,126,419	115,777,036,637
(分配準備積立金)		11,042,789,090	9,112,685,138
元本等合計		165,514,909,440	115,244,566,125
純資産合計		165,514,909,440	115,244,566,125
負債純資産合計		167,590,108,409	117,027,255,803

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		13,457,543,677	9,622,651,359
受取利息		346,510	223,067
有価証券売買等損益		16,773,910,589	17,999,574,773
為替差損益		1,538,982,329	7,004,243,983
営業収益合計		4,855,002,731	15,380,944,330
営業費用			
受託者報酬		31,993,796	22,750,968
委託者報酬		927,820,125	659,778,058
その他費用		3,765,856	4,002,266
営業費用合計		963,579,777	686,531,292
営業利益又は営業損失 ()		5,818,582,508	16,067,475,622
経常利益又は経常損失 ()		5,818,582,508	16,067,475,622
当期純利益又は当期純損失 ()		5,818,582,508	16,067,475,622
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ()		164,011,150	349,652,180
期首剰余金又は期首欠損金 ()		120,409,713,999	110,758,126,419
剰余金増加額又は欠損金減少額		28,211,704,862	21,483,013,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		28,211,704,862	21,483,013,626
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,063,399,702	1,785,551,665
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		2,063,399,702	1,785,551,665
分配金		10,842,146,222	8,998,548,737
期末剰余金又は期末欠損金 ()		110,758,126,419	115,777,036,637

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	当期 自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買取場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成27年9月10日現在)	当期 (平成28年3月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	350,110,388,318円	276,273,035,859円
期中追加設定元本額	5,752,896,174円	3,993,939,918円
期中一部解約元本額	79,590,248,633円	49,245,373,015円
2. 受益権の総数	276,273,035,859口	231,021,602,762口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は110,758,126,419円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は115,777,036,637円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
分配金の計算過程		
	平成27年 3月11日から 平成27年 4月10日までの計算期間	平成27年 9月11日から 平成27年10月13日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,301,193,233円	1,671,920,145円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	29,611,350,184円	24,445,581,713円
分配準備積立金額	11,394,729,243円	10,798,168,443円
本ファンドの分配対象収益額	43,307,272,660円	36,915,670,301円
本ファンドの期末残存口数	330,306,412,208口	270,773,127,126口
1口当たり収益分配対象額	0.131112円	0.136334円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,981,838,473円	1,624,638,762円
	平成27年 4月11日から 平成27年 5月11日までの計算期間	平成27年10月14日から 平成27年11月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,208,841,355円	1,813,770,113円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	28,668,639,623円	23,911,685,382円
分配準備積立金額	11,280,978,889円	10,577,011,221円
本ファンドの分配対象収益額	42,158,459,867円	36,302,466,716円
本ファンドの期末残存口数	319,309,995,356口	264,617,114,480口
1口当たり収益分配対象額	0.132029円	0.137188円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,915,859,972円	1,587,702,686円
	平成27年 5月12日から 平成27年 6月10日までの計算期間	平成27年11月11日から 平成27年12月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,287,013,373円	1,583,418,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	27,349,279,781円	23,063,780,434円
分配準備積立金額	10,996,152,930円	10,392,419,206円
本ファンドの分配対象収益額	40,632,446,084円	35,039,618,581円
本ファンドの期末残存口数	304,256,468,479口	255,022,250,884口
1口当たり収益分配対象額	0.133546円	0.137398円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,825,538,810円	1,530,133,505円

区分	前期	当期
	自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
	平成27年 6月11日から 平成27年 7月10日までの計算期間	平成27年12月11日から 平成28年 1月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,014,908,005円	1,404,458,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	26,297,351,203円	22,053,650,128円
分配準備積立金額	10,979,066,134円	9,930,724,884円
本ファンドの分配対象収益額	39,291,325,342円	33,388,833,640円
本ファンドの期末残存口数	292,256,422,538口	243,415,459,955口
1口当たり収益分配対象額	0.134441円	0.137168円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,753,538,535円	1,460,492,759円
	平成27年 7月11日から 平成27年 8月10日までの計算期間	平成28年 1月13日から 平成28年 2月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,037,253,801円	1,289,418,105円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	25,633,070,123円	21,311,845,290円
分配準備積立金額	10,924,150,222円	9,500,691,654円
本ファンドの分配対象収益額	38,594,474,146円	32,101,955,049円
本ファンドの期末残存口数	284,622,036,216口	234,908,568,248口
1口当たり収益分配対象額	0.135599円	0.136657円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,707,732,217円	1,409,451,409円
	平成27年 8月11日から 平成27年 9月10日までの計算期間	平成28年 2月11日から 平成28年 3月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,812,481,887円	1,297,663,052円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	24,916,801,781円	20,983,523,438円
分配準備積立金額	10,887,945,418円	9,201,151,702円
本ファンドの分配対象収益額	37,617,229,086円	31,482,338,192円
本ファンドの期末残存口数	276,273,035,859口	231,021,602,762口
1口当たり収益分配対象額	0.136159円	0.136274円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	1,657,638,215円	1,386,129,616円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	当期 自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日	自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成27年 9月10日現在)	当期 (平成28年 3月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	3,592,754,262	4,078,295,516
合計	3,592,754,262	4,078,295,516

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 平成27年3月11日 至 平成27年9月10日			当期 自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)						
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等売買手数料	為替 - 円	-	-	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (平成27年9月10日現在)	当期 (平成28年3月10日現在)
1口当たり純資産額	0.5991円	0.4988円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ・F0F1・シェアクラス	190,822.778	979,388,366.94	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	2,300.789	28,149,969.35	
小計				1,007,538,336.29	
				(114,164,168,885)	
合計				114,164,168,885	
				(114,164,168,885)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考情報)

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ ・F0F1・シェアクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ ・F0F1・シェアクラス」は、アイルランド籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、平成26年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ

資産負債計算書
平成26年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,138,184,566
現金	20,375,595
差入保証金	11,015,699
未収収益	35,630,308
資産合計	2,205,206,168
負債	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7,194,455
未払管理事務報酬	19,395
未払投資顧問報酬	1,181,736
未払管理事務代行報酬および保管費用	214,580
未払名義書換事務代行報酬	1,648
未払監査報酬	63,642
未払取締役報酬	9,259
未払弁護士報酬	10,202
未払保険料	9,111
未払印刷費	491
その他負債	17,688
負債合計	8,722,207
純資産	2,196,483,961

投資有価証券明細表
平成26年12月31日現在

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
社債					
3,000,000	オーストラリアドル R&R Ice Cream Plc	8.25%	15/05/2020	2,465,053	0.11
600,000	英ポンド Gala Electric Casinos Plc	11.50%	01/06/2019	980,046	0.05
3,600,000	カナダドル River Cree Enterprises LP	11.00%	20/01/2021	3,375,530	0.15
ユーロ					
2,450,000	Algeco Scotsman Global Finance Plc	9.00%	15/10/2018	3,009,242	0.14
1,750,000	Ardagh Glass Finance Plc	8.75%	01/02/2020	2,191,768	0.10
4,000,000	Axalta Coating Systems US Holdings Inc / Axalta Coating Systems Dutch Holding B	5.75%	01/02/2021	5,106,899	0.23
5,000,000	Europcar Groupe SA	11.50%	15/05/2017	6,806,536	0.31
4,000,000	Infor US Inc	10.00%	01/04/2019	5,263,964	0.24
1,000,000	LyondellBasell Industries AF SCA	8.37%	15/08/2015	0	0.00
2,150,000	Matterhorn Financing & CY SCA	9.00%	15/04/2019	2,654,943	0.12
1,292,000	Unify Germany Holdings BV	10.75%	15/11/2015	1,504,759	0.07
				26,538,111	1.21
スイスフラン					
2,750,000	Mobile Challenger Intermediate Group SA	8.75%	15/03/2019	2,797,768	0.13
900,000	Sunrise Communications International SA	5.63%	31/12/2017	930,044	0.04
6,000,000	UPC Holding BV	6.75%	15/03/2023	6,599,366	0.30
				10,327,178	0.47
米ドル					
9,600,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc	6.00%	01/04/2022	9,864,000	0.45
5,300,000	21st Century Oncology Inc	9.88%	15/04/2017	4,849,500	0.22
2,150,000	Accudyne Industries Borrower / Accudyne Industries LLC	7.75%	15/12/2020	2,031,750	0.09
10,000,000	ADS Waste Holdings Inc	8.25%	01/10/2020	10,050,000	0.46
3,500,000	Advanced Micro Devices Inc	6.75%	01/03/2019	3,316,250	0.15
2,000,000	AECOM Technology Corp	5.75%	15/10/2022	2,071,591	0.09
2,650,000	AECOM Technology Corp	5.88%	15/10/2024	2,733,026	0.12
8,200,000	Aguila 3 SA	7.88%	31/01/2018	7,964,250	0.36
4,000,000	Ahern Rentals Inc	9.50%	15/06/2018	4,140,000	0.19
2,550,000	Air Canada	6.75%	01/10/2019	2,658,375	0.12
850,000	Air Canada	8.75%	01/04/2020	916,215	0.04
3,692,698	Air Canada 2013-1 Class B Pass Through Trust	5.38%	15/05/2021	3,785,200	0.17
2,400,000	Aircastle Ltd	4.63%	15/12/2018	2,412,000	0.11
4,000,000	Aircastle Ltd	6.25%	01/12/2019	4,230,000	0.19
7,000,000	AK Steel Corp	7.63%	15/05/2020	6,527,500	0.30
2,000,000	AK Steel Corp	7.63%	01/10/2021	1,845,000	0.08
3,000,000	Alcatel-Lucent USA Inc	8.88%	01/01/2020	3,277,500	0.15
5,600,000	Alcatel-Lucent USA Inc	6.75%	15/11/2020	5,894,000	0.27
3,000,000	Alcatel-Lucent USA Inc	6.45%	15/03/2029	2,895,000	0.13
1,793,000	Alcoa Inc	6.15%	15/08/2020	2,011,522	0.09
4,500,000	Alcoa Inc	5.13%	01/10/2024	4,764,375	0.22
3,750,000	Algeco Scotsman Global Finance Plc	8.50%	15/10/2018	3,656,250	0.17
4,860,000	Algeco Scotsman Global Finance Plc	10.75%	15/10/2019	4,252,500	0.19
5,000,000	Ally Financial Inc	6.25%	01/12/2017	5,425,000	0.25
8,300,000	Ally Financial Inc	8.00%	01/11/2031	10,603,250	0.48
2,700,000	Alphabet Holding Co Inc	7.75%	01/11/2017	2,295,000	0.10
1,700,000	Altice Financing SA	6.50%	15/01/2022	1,659,625	0.08
1,600,000	Altice Finco SA	9.88%	15/12/2020	1,714,000	0.08
3,000,000	Altice Finco SA	8.13%	15/01/2024	2,932,500	0.13
1,000,000	American Axle & Manufacturing Inc	5.13%	15/02/2019	1,022,500	0.05
3,000,000	American Axle & Manufacturing Inc	6.25%	15/03/2021	3,135,000	0.14
4,000,000	Ancestry.com Inc	11.00%	15/12/2020	4,480,000	0.20
5,000,000	Anna Merger Sub Inc	7.75%	01/10/2022	5,050,000	0.23

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
4,450,000	Antero Resources Finance Corp	5.38%	01/11/2021	4,338,750	0.20
5,000,000	APX Group Inc	6.38%	01/12/2019	4,787,500	0.22
3,900,000	APX Group Inc	8.75%	01/12/2020	3,344,250	0.15
2,000,000	ArcelorMittal	6.00%	01/03/2021	2,070,000	0.09
4,000,000	ArcelorMittal	6.75%	25/02/2022	4,263,750	0.19
1,200,000	Arch Coal Inc	8.00%	15/01/2019	681,000	0.03
3,100,000	Arch Coal Inc	7.00%	15/06/2019	945,500	0.04
3,000,000	Arch Coal Inc	9.88%	15/06/2019	1,080,000	0.05
4,801,681	Ardagh Finance Holdings SA	8.63%	15/06/2019	4,758,330	0.22
5,350,000	Ardagh Packaging Finance Plc	9.13%	15/10/2020	5,711,125	0.26
1,525,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	6.25%	31/01/2019	1,505,937	0.07
1,650,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	9.13%	15/10/2020	1,753,125	0.08
555,882	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	7.00%	15/11/2020	553,103	0.03
1,300,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc	6.00%	30/06/2021	1,254,500	0.06
2,650,000	Asbury Automotive Group Inc	6.00%	15/12/2024	2,716,250	0.12
5,000,000	Ashland Inc	4.75%	15/08/2022	5,025,000	0.23
5,000,000	Ashtead Capital Inc	5.63%	01/10/2024	5,150,000	0.23
200,000	Aspect Software Inc	10.63%	15/05/2017	189,000	0.01
6,000,000	Atrium Windows & Doors Inc	7.75%	01/05/2019	5,070,000	0.23
4,000,000	Atwood Oceanics Inc	6.50%	01/02/2020	3,620,000	0.16
2,000,000	Axalta Coating Systems US Holdings Inc / Axalta Coating Systems Dutch Holding B	7.38%	01/05/2021	2,130,000	0.10
900,000	Ball Corp	5.75%	15/05/2021	947,250	0.04
6,000,000	Ball Corp	5.00%	15/03/2022	6,217,500	0.28
7,350,000	Bank of America Corp	6.25%	29/09/2049	7,313,250	0.33
7,000,000	Bank of America Corp	6.50%	29/10/2049	7,175,000	0.33
3,200,000	Barclays Plc	8.25%	29/12/2049	3,304,000	0.15
2,150,000	Beazer Homes USA Inc	7.50%	15/09/2021	2,171,500	0.10
3,000,000	Beazer Homes USA Inc	7.25%	01/02/2023	2,925,000	0.13
5,000,000	Berry Petroleum Co LLC	6.38%	15/09/2022	3,887,500	0.18
3,150,000	BI-LO LLC / BI-LO Finance Corp	9.25%	15/02/2019	2,882,250	0.13
10,000,000	BMC Software Finance Inc	8.13%	15/07/2021	9,450,000	0.43
3,050,000	Boxer Parent Co Inc	9.00%	15/10/2019	2,584,875	0.12
3,000,000	Brookfield Residential Properties Inc	6.50%	15/12/2020	3,146,250	0.14
2,750,000	Brookfield Residential Properties Inc / Brookfield Residential US Corp	6.13%	01/07/2022	2,860,550	0.13
4,000,000	Builders FirstSource Inc	7.63%	01/06/2021	4,100,000	0.19
4,330,000	Bumble Bee Holdco SCA	9.63%	15/03/2018	4,568,150	0.21
68,000	Bumble Bee Holdings Inc	9.00%	15/12/2017	71,910	0.00
7,300,000	BWAY Holding Co	9.13%	15/08/2021	7,354,750	0.33
12,650,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc	9.00%	15/02/2020	9,487,500	0.43
500,000	Calcipar SA	6.88%	01/05/2018	505,000	0.02
200,000	Calpine Corp	6.00%	15/01/2022	213,500	0.01
3,364,000	Calpine Corp	5.38%	15/01/2023	3,422,870	0.16
970,000	Calpine Corp	7.88%	15/01/2023	1,074,275	0.05
7,500,000	Casella Waste Systems Inc	7.75%	15/02/2019	7,631,250	0.35
4,000,000	CBRE Services Inc	5.00%	15/03/2023	4,090,000	0.19
2,900,000	CBRE Services Inc	5.25%	15/03/2025	2,972,500	0.14
3,850,000	CBS Outdoor Americas Capital LLC / CBS Outdoor Americas Capital Corp	5.88%	15/03/2025	3,917,375	0.18
3,300,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	7.00%	15/01/2019	3,439,425	0.16
2,500,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	7.38%	01/06/2020	2,662,500	0.12
7,500,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	6.50%	30/04/2021	7,912,500	0.36
3,900,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	6.63%	31/01/2022	4,182,750	0.19
6,200,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp	5.75%	01/09/2023	6,293,000	0.29
12,150,000	CCOH Safari LLC	5.75%	01/12/2024	12,332,250	0.56
3,000,000	Century Communities Inc	6.88%	15/05/2022	2,992,500	0.14
2,000,000	Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp	6.38%	15/09/2020	2,090,000	0.10
2,900,000	Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp	5.13%	15/12/2021	2,827,500	0.13
5,000,000	Chaparral Energy Inc	9.88%	01/10/2020	3,400,000	0.15
4,000,000	Chaparral Energy Inc	8.25%	01/09/2021	2,760,000	0.13
1,000,000	Chaparral Energy Inc	7.63%	15/11/2022	662,500	0.03
1,950,000	Chesapeake Energy Corp	6.63%	15/08/2020	2,093,812	0.10
500,000	Chesapeake Energy Corp	6.88%	15/11/2020	542,500	0.02
1,650,000	Chesapeake Energy Corp	6.13%	15/02/2021	1,744,875	0.08
6,300,000	Chesapeake Energy Corp	5.75%	15/03/2023	6,536,250	0.30

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
10,950,000	CHS/Community Health Systems Inc	5.13%	15/08/2018	11,388,000	0.52
1,500,000	CHS/Community Health Systems Inc	5.13%	01/08/2021	1,571,250	0.07
10,000,000	CHS/Community Health Systems Inc	6.88%	01/02/2022	10,700,000	0.49
4,800,000	Churchill Downs Inc	5.38%	15/12/2021	4,752,000	0.22
6,650,000	CIT Group Inc	5.25%	15/03/2018	6,965,875	0.32
10,600,000	CIT Group Inc	5.50%	15/02/2019	11,249,250	0.51
986,000	CIT Group Inc	5.38%	15/05/2020	1,045,160	0.05
6,500,000	Citigroup Inc	5.90%	29/12/2049	6,418,750	0.29
8,350,000	Citigroup Inc	6.30%	29/12/2049	8,287,375	0.38
5,550,000	Clearwater Paper Corp	4.50%	01/02/2023	5,397,375	0.25
1,700,000	Clearwater Paper Corp	5.38%	01/02/2025	1,683,000	0.08
3,000,000	Cleaver-Brooks Inc	8.75%	15/12/2019	3,176,250	0.14
3,850,000	Commercial Metals Co	4.88%	15/05/2023	3,715,250	0.17
2,200,000	CommScope Holding Co Inc	6.63%	01/06/2020	2,282,500	0.10
2,900,000	CommScope Inc	5.00%	15/06/2021	2,885,500	0.13
1,900,000	CommScope Inc	5.50%	15/06/2024	1,881,000	0.09
1,000,000	Concho Resources Inc	7.00%	15/01/2021	1,060,000	0.05
5,000,000	Concho Resources Inc	5.50%	01/10/2022	5,050,000	0.23
3,750,000	Concho Resources Inc	5.50%	01/04/2023	3,787,500	0.17
1,050,000	Constellation Brands Inc	3.75%	01/05/2021	1,050,000	0.05
2,000,000	Constellation Brands Inc	6.00%	01/05/2022	2,215,000	0.10
7,000,000	Constellation Brands Inc	4.25%	01/05/2023	6,956,250	0.32
1,800,000	Constellation Brands Inc	4.75%	15/11/2024	1,822,500	0.08
3,850,000	Constellation Enterprises LLC	10.63%	01/02/2016	3,031,875	0.14
5,750,000	Constellium NV	5.75%	15/05/2024	5,002,500	0.23
5,192,000	Continental Airlines 2012-3 Class C Pass Thru Certificates	6.13%	29/04/2018	5,477,560	0.25
5,000,000	CoreLogic Inc	7.25%	01/06/2021	5,250,000	0.24
6,000,000	Cott Beverages Inc	5.38%	01/07/2022	5,512,500	0.25
7,285,000	Credit Suisse Group AG	7.50%	11/12/2023	7,594,612	0.35
5,000,000	Credit Suisse Group AG	6.25%	18/12/2024	4,800,000	0.22
13,000,000	Crimson Merger Sub Inc	6.63%	15/05/2022	11,700,000	0.53
11,050,000	Crown Castle International Corp	5.25%	15/01/2023	11,298,625	0.51
7,500,000	CrownRock LP / CrownRock Finance Inc	7.13%	15/04/2021	7,068,750	0.32
1,100,000	CSC Holdings LLC	7.88%	15/02/2018	1,237,500	0.06
3,000,000	CSC Holdings LLC	8.63%	15/02/2019	3,510,000	0.16
4,000,000	CSC Holdings LLC	5.25%	01/06/2024	4,040,000	0.18
4,000,000	CVR Refining LLC / Coffeyville Finance Inc	6.50%	01/11/2022	3,820,000	0.17
5,000,000	CyrusOne LP / CyrusOne Finance Corp	6.38%	15/11/2022	5,362,500	0.24
7,000,000	DH Services Luxembourg Sarl	7.75%	15/12/2020	7,385,000	0.34
2,500,000	Diamondback Energy Inc	7.63%	01/10/2021	2,456,250	0.11
7,650,000	Digicel Group Ltd	8.25%	30/09/2020	7,458,750	0.34
2,000,000	Digicel Group Ltd	7.13%	01/04/2022	1,895,000	0.09
3,300,000	Digicel Ltd	7.00%	15/02/2020	3,283,500	0.15
10,000,000	DISH DBS Corp	6.75%	01/06/2021	10,775,000	0.49
8,050,000	DISH DBS Corp	5.88%	15/11/2024	8,130,500	0.37
3,750,000	DJO Finance LLC / DJO Finance Corp	9.88%	15/04/2018	3,862,500	0.18
7,000,000	Downstream Development Authority of the Quapaw Tribe of Oklahoma	10.50%	01/07/2019	6,545,000	0.30
3,000,000	DR Horton Inc	3.75%	01/03/2019	2,966,250	0.14
1,000,000	DR Horton Inc	4.75%	15/02/2023	1,002,500	0.05
7,000,000	DuPont Fabros Technology LP	5.88%	15/09/2021	7,157,500	0.33
3,230,000	Dynacast International LLC / Dynacast Finance Inc	9.25%	15/07/2019	3,480,325	0.16
5,000,000	Eagle Spinco Inc	4.63%	15/02/2021	4,762,500	0.22
3,950,000	Emeco Pty Ltd	9.88%	15/03/2019	3,026,490	0.14
2,600,000	EnPro Industries Inc	5.88%	15/09/2022	2,622,750	0.12
5,000,000	Entercom Radio LLC	10.50%	01/12/2019	5,475,000	0.25
4,200,000	Equinix Inc	4.88%	01/04/2020	4,200,000	0.19
3,100,000	Equinix Inc	5.38%	01/01/2022	3,123,250	0.14
6,350,000	Equinix Inc	5.38%	01/04/2023	6,381,750	0.29
4,000,000	Equinix Inc	5.75%	01/01/2025	4,060,000	0.18
3,450,000	Felcor Lodging LP	5.63%	01/03/2023	3,467,250	0.16
1,100,000	Fidelity & Guaranty Life Holdings Inc	6.38%	01/04/2021	1,160,500	0.05
7,830,000	First Data Corp	6.75%	01/11/2020	8,417,250	0.38
5,426,000	First Data Corp	11.25%	15/01/2021	6,158,510	0.28
13,000,000	First Data Corp	8.75%	15/01/2022	14,023,750	0.64
1,100,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd	6.00%	01/04/2017	1,050,500	0.05

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
955,556	FMG Resources August 2006 Pty Ltd	6.88%	01/02/2018	874,333	0.04
1,800,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd	8.25%	01/11/2019	1,653,750	0.08
4,900,000	Freescale Semiconductor Inc	6.00%	15/01/2022	5,132,750	0.23
6,500,000	Fresenius Medical Care US Finance II Inc	5.63%	31/07/2019	6,971,250	0.32
2,000,000	Fresenius Medical Care US Finance Inc	5.75%	15/02/2021	2,160,000	0.10
650,000	Frontier Communications Corp	8.13%	01/10/2018	737,750	0.03
14,000,000	Frontier Communications Corp	8.50%	15/04/2020	15,645,000	0.71
3,000,000	Frontier Communications Corp	9.25%	01/07/2021	3,487,500	0.16
5,750,000	Frontier Communications Corp	6.25%	15/09/2021	5,836,250	0.27
3,800,000	FTS International Inc	6.25%	01/05/2022	2,750,250	0.13
3,900,000	GameStop Corp	5.50%	01/10/2019	3,934,005	0.18
3,500,000	Gannett Co Inc	5.13%	15/07/2020	3,578,750	0.16
17,000,000	Gates Global LLC / Gates Global Co	6.00%	15/07/2022	16,362,500	0.74
1,000,000	GBC Jefferson Smurfit (Escrow Bonds)	8.25%	01/10/2012	0	0.00
1,350,000	Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp	5.75%	15/02/2021	1,275,750	0.06
8,000,000	Getty Images Inc	7.00%	15/10/2020	6,280,000	0.29
2,370,000	Gibraltar Industries Inc	6.25%	01/02/2021	2,429,250	0.11
8,000,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc	4.88%	01/11/2020	8,135,000	0.37
8,000,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc	5.38%	01/11/2023	8,255,000	0.38
940,000	Graphic Packaging International Inc	4.88%	15/11/2022	945,875	0.04
5,000,000	Gulfmark Offshore Inc	6.38%	15/03/2022	3,762,500	0.17
5,000,000	Halcon Resources Corp	9.75%	15/07/2020	3,825,000	0.17
7,100,000	Halcon Resources Corp	8.88%	15/05/2021	5,378,250	0.24
900,000	Halcon Resources Corp	9.25%	15/02/2022	668,250	0.03
1,250,000	Halyard Health Inc	6.25%	15/10/2022	1,281,250	0.06
7,500,000	Harbinger Group Inc	7.88%	15/07/2019	8,006,250	0.36
4,300,000	Hardwoods Acquisition Inc	7.50%	01/08/2021	4,257,000	0.19
2,500,000	HCA Holdings Inc	6.25%	15/02/2021	2,675,000	0.12
1,000,000	HCA Inc	3.75%	15/03/2019	1,007,500	0.05
15,000,000	HCA Inc	6.50%	15/02/2020	16,837,500	0.77
10,000,000	HCA Inc	7.50%	15/02/2022	11,475,000	0.52
9,000,000	HCA Inc	4.75%	01/05/2023	9,213,750	0.42
8,000,000	HCA Inc	5.00%	15/03/2024	8,290,000	0.38
9,250,000	HCA Inc	5.25%	15/04/2025	9,689,375	0.44
3,750,000	HD Supply Inc	11.00%	15/04/2020	4,265,625	0.19
10,000,000	HD Supply Inc	7.50%	15/07/2020	10,575,000	0.48
12,500,000	HD Supply Inc	11.50%	15/07/2020	14,359,375	0.65
7,850,000	HD Supply Inc	5.25%	15/12/2021	8,046,250	0.37
9,250,000	Hexion US Finance Corp	8.88%	01/02/2018	8,371,250	0.38
3,000,000	Hexion US Finance Corp / Hexion Nova Scotia Finance ULC	9.00%	15/11/2020	2,175,000	0.10
5,350,000	HSBC Holdings Plc	6.38%	29/12/2049	5,470,375	0.25
4,150,000	Huntsman International LLC	4.88%	15/11/2020	4,139,625	0.19
3,000,000	Huntsman International LLC	8.63%	15/03/2021	3,240,000	0.15
3,450,000	Huntsman International LLC	5.13%	15/11/2022	3,406,875	0.16
1,350,000	IAC/InterActiveCorp	4.75%	15/12/2022	1,319,625	0.06
1,900,000	iHeartCommunications Inc	10.00%	15/01/2018	1,638,750	0.07
10,000,000	iHeartCommunications Inc	9.00%	15/12/2019	9,937,500	0.45
2,500,000	iHeartCommunications Inc	14.00%	01/02/2021	2,050,000	0.09
3,550,000	IHS Inc	5.00%	01/11/2022	3,523,375	0.16
2,500,000	Inmarsat Finance Plc	4.88%	15/05/2022	2,487,500	0.11
10,000,000	Intelsat Jackson Holdings SA	6.63%	15/12/2022	10,350,000	0.47
1,600,000	Intelsat Luxembourg SA	6.75%	01/06/2018	1,640,000	0.07
9,000,000	Intelsat Luxembourg SA	7.75%	01/06/2021	9,157,500	0.42
4,900,000	Intelsat Luxembourg SA	8.13%	01/06/2023	4,985,750	0.23
10,600,000	International Lease Finance Corp	5.88%	01/04/2019	11,395,000	0.52
5,400,000	International Lease Finance Corp	6.25%	15/05/2019	5,889,375	0.27
2,500,000	iStar Financial Inc	4.00%	01/11/2017	2,437,500	0.11
2,500,000	Jack Cooper Holdings Corp	9.25%	01/06/2020	2,600,000	0.12
1,000,000	Jeferson Smurfit Corp US	7.50%	01/06/2013	0	0.00
5,600,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp	7.38%	01/04/2020	5,236,000	0.24
1,000,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp	6.88%	15/04/2022	922,500	0.04
4,000,000	Jefferies LoanCore LLC / JLC Finance Corp	6.88%	01/06/2020	3,680,000	0.17
3,576,000	Jo-Ann Stores LLC	8.13%	15/03/2019	3,352,500	0.15
7,000,000	JPMorgan Chase & Co	6.10%	29/10/2049	7,043,750	0.32
3,000,000	JPMorgan Chase & Co	5.00%	29/12/2049	2,947,500	0.13
5,200,000	Jurassic Holdings III Inc	6.88%	15/02/2021	4,914,000	0.22

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
7,000,000	Kodiak Oil & Gas Corp	8.13%	01/12/2019	7,192,500	0.33
1,500,000	L Brands Inc	7.00%	01/05/2020	1,710,000	0.08
5,000,000	L Brands Inc	6.63%	01/04/2021	5,643,750	0.26
4,425,000	Laredo Petroleum Inc	9.50%	15/02/2019	4,425,000	0.20
1,950,000	Laredo Petroleum Inc	5.63%	15/01/2022	1,720,875	0.08
4,576,000	Laredo Petroleum Inc	7.38%	01/05/2022	4,301,440	0.20
3,000,000	Lennar Corp	4.75%	15/11/2022	2,902,500	0.13
6,500,000	Level 3 Financing Inc	8.13%	01/07/2019	6,938,750	0.32
2,050,000	Level 3 Financing Inc	6.13%	15/01/2021	2,132,000	0.10
10,000,000	LifePoint Hospitals Inc	5.50%	01/12/2021	10,325,000	0.47
6,000,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp	6.25%	01/11/2019	5,040,000	0.23
5,000,000	Lloyds Banking Group Plc	7.50%	30/04/2049	5,100,000	0.23
1,750,000	Lundin Mining Corp	7.88%	01/11/2022	1,770,037	0.08
3,000,000	Magnetation LLC / Mag Finance Corp	11.00%	15/05/2018	2,085,000	0.09
15,665,000	Magnum Hunter Resources Corp	9.75%	15/05/2020	12,414,512	0.57
2,000,000	Marina District Finance Co Inc	9.88%	15/08/2018	2,110,000	0.10
3,000,000	McGraw-Hill Global Education Holdings LLC / McGraw-Hill Global Education Finance	9.75%	01/04/2021	3,337,500	0.15
2,198,000	Mcron Finance Sub LLC / Mcron Finance Corp	8.38%	15/05/2019	2,340,870	0.11
4,750,000	MEG Energy Corp	6.50%	15/03/2021	4,393,750	0.20
10,000,000	MEG Energy Corp	6.38%	30/01/2023	8,975,000	0.41
2,500,000	MEG Energy Corp	7.00%	31/03/2024	2,306,250	0.10
9,750,000	Memorial Production Partners LP / Memorial Production Finance Corp	7.63%	01/05/2021	7,897,500	0.36
1,100,000	Memorial Production Partners LP / Memorial Production Finance Corp	6.88%	01/08/2022	838,750	0.04
2,100,000	Mercer International Inc	7.00%	01/12/2019	2,128,875	0.10
4,483,000	Mercer International Inc	7.75%	01/12/2022	4,572,660	0.21
3,000,000	Meritage Homes Corp	7.00%	01/04/2022	3,195,000	0.15
14,650,000	MGM Resorts International	6.75%	01/10/2020	15,492,375	0.71
10,000,000	MGM Resorts International	6.63%	15/12/2021	10,550,000	0.48
10,000,000	MGM Resorts International	7.75%	15/03/2022	11,125,000	0.51
6,000,000	MGM Resorts International	6.00%	15/03/2023	6,090,000	0.28
4,000,000	Midcontinent Communications & Midcontinent Finance Corp	6.25%	01/08/2021	4,060,000	0.18
5,975,000	Milacron LLC / Mcron Finance Corp	7.75%	15/02/2021	6,124,375	0.28
7,000,000	Momentive Performance Materials Inc	8.88%	15/10/2020	0	0.00
7,000,000	Momentive Performance Materials Inc	3.88%	24/10/2021	5,915,000	0.27
5,500,000	Moog Inc	5.25%	01/12/2022	5,596,250	0.25
1,000,000	Motors Liquidation Co	7.13%	15/07/2013	0	0.00
5,000,000	Motors Liquidation Co	8.38%	15/07/2033	0	0.00
5,000,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	6.88%	01/05/2021	5,360,937	0.24
9,000,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp	6.38%	15/02/2022	9,675,000	0.44
1,800,000	MSCI Inc	5.25%	15/11/2024	1,876,500	0.09
8,000,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp	6.50%	01/08/2018	7,640,000	0.35
2,000,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp	7.88%	01/10/2020	1,915,000	0.09
5,000,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp	6.50%	01/07/2021	4,550,000	0.21
8,350,000	Navient Corp	5.50%	15/01/2019	8,558,750	0.39
5,300,000	Navient Corp	4.88%	17/06/2019	5,326,500	0.24
2,550,000	Navient Corp	8.00%	25/03/2020	2,846,438	0.13
2,350,000	Navient Corp	5.00%	26/10/2020	2,317,688	0.11
6,450,000	Navient Corp	6.13%	25/03/2024	6,377,438	0.29
800,000	Navient Corp	5.63%	01/08/2033	606,000	0.03
300,000	NCR Corp	4.63%	15/02/2021	291,000	0.01
3,600,000	NCR Corp	5.00%	15/07/2022	3,528,000	0.16
3,000,000	NCR Corp	6.38%	15/12/2023	3,135,000	0.14
10,000,000	Neiman Marcus Group Ltd LLC	8.00%	15/10/2021	10,600,000	0.48
10,000,000	Neiman Marcus Group Ltd LLC	8.75%	15/10/2021	10,650,000	0.48
3,875,000	Nell Af S Escrow	8.38%	15/08/2015	0	0.00
2,231,785	New Cotai LLC / New Cotai Capital Corp	10.63%	01/05/2019	2,359,211	0.11
1,100,000	New Gold Inc	7.00%	15/04/2020	1,108,250	0.05
3,710,000	New Gold Inc	6.25%	15/11/2022	3,607,975	0.16
7,400,000	Nexstar Broadcasting Inc	6.88%	15/11/2020	7,714,500	0.35
2,000,000	Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co	4.50%	01/10/2020	2,017,500	0.09
4,100,000	Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co	5.00%	15/04/2022	4,130,750	0.19
1,500,000	NRG Energy Inc	6.25%	01/05/2024	1,533,750	0.07
6,450,000	NRG Yield Operating LLC	5.38%	15/08/2024	6,579,000	0.30

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
5,000,000	Nuance Communications Inc	5.38%	15/08/2020	5,050,000	0.23
10,000,000	Numericable-SFR	6.00%	15/05/2022	10,150,000	0.46
900,000	Oasis Petroleum Inc	6.88%	15/03/2022	823,500	0.04
4,034,000	OMNOVA Solutions Inc	7.88%	01/11/2018	4,094,510	0.19
3,250,000	OneMain Financial Holdings Inc	6.75%	15/12/2019	3,331,250	0.15
7,847,000	Park-Ohio Industries Inc	8.13%	01/04/2021	8,337,438	0.38
4,000,000	Peabody Energy Corp	6.00%	15/11/2018	3,650,000	0.17
3,000,000	Peabody Energy Corp	4.75%	15/12/2041	1,587,498	0.07
10,000,000	Post Holdings Inc	6.75%	01/12/2021	9,850,000	0.45
5,500,000	Post Holdings Inc	7.38%	15/02/2022	5,582,500	0.25
4,350,000	Post Holdings Inc	6.00%	15/12/2022	4,089,000	0.19
3,050,000	Prestige Brands Inc	8.13%	01/02/2020	3,248,250	0.15
1,550,000	Prestige Brands Inc	5.38%	15/12/2021	1,530,625	0.07
1,000,000	Quiksilver Inc / QS Wholesale Inc	7.88%	01/08/2018	882,500	0.04
5,000,000	Radio Systems Corp	8.38%	01/11/2019	5,400,000	0.25
5,000,000	Regal Entertainment Group	5.75%	15/03/2022	4,800,000	0.22
4,400,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp	5.75%	01/09/2020	4,378,000	0.20
2,000,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp	6.50%	15/07/2021	2,030,000	0.09
4,200,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp	5.00%	01/10/2022	4,011,000	0.18
5,000,000	Resolute Energy Corp	8.50%	01/05/2020	2,525,000	0.11
15,000,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	9.00%	15/04/2019	15,581,250	0.71
2,000,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	7.88%	15/08/2019	2,117,500	0.10
8,000,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	9.88%	15/08/2019	8,500,000	0.39
3,800,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	5.75%	15/10/2020	3,914,000	0.18
1,000,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	6.88%	15/02/2021	1,050,000	0.05
10,000,000	Rialto Holdings LLC / Rialto Corp	7.00%	01/12/2018	10,200,000	0.46
3,500,000	Rite Aid Corp	8.00%	15/08/2020	3,745,000	0.17
1,400,000	Rite Aid Corp	6.75%	15/06/2021	1,442,000	0.07
5,650,000	RJS Power Holdings LLC	5.13%	15/07/2019	5,593,500	0.25
7,000,000	Rosetta Resources Inc	5.63%	01/05/2021	6,440,000	0.29
3,500,000	Royal Bank of Scotland Group Plc	6.10%	10/06/2023	3,806,427	0.17
3,500,000	Royal Bank of Scotland Plc	9.50%	16/03/2022	4,007,500	0.18
3,250,000	RSP Permian Inc	6.63%	01/10/2022	3,038,750	0.14
2,000,000	Ryland Group Inc	0.25%	01/06/2019	1,855,308	0.08
3,000,000	Ryland Group Inc	5.38%	01/10/2022	2,955,000	0.13
6,000,000	Sabine Pass Liquefaction LLC	6.25%	15/03/2022	6,135,000	0.28
6,150,000	Sabine Pass Liquefaction LLC	5.75%	15/05/2024	6,088,500	0.28
2,650,000	Safway Group Holding LLC / Safway Finance Corp	7.00%	15/05/2018	2,530,750	0.12
350,000	Sally Holdings LLC / Sally Capital Inc	6.88%	15/11/2019	373,188	0.02
9,950,000	Sally Holdings LLC / Sally Capital Inc	5.75%	01/06/2022	10,584,313	0.48
400,000	Sally Holdings LLC / Sally Capital Inc	5.50%	01/11/2023	422,000	0.02
11,500,000	Samson Investment Co	9.75%	15/02/2020	4,945,000	0.23
5,700,000	SBA Communications Corp	4.88%	15/07/2022	5,529,000	0.25
5,000,000	SBA Telecommunications Inc	5.75%	15/07/2020	5,137,500	0.23
5,550,000	Schaeffler Finance BV	4.25%	15/05/2021	5,508,375	0.25
3,100,000	Schaeffler Holding Finance BV	6.88%	15/08/2018	3,274,375	0.15
5,800,000	Schaeffler Holding Finance BV	6.75%	15/11/2022	6,090,000	0.28
2,200,000	Scientific Games International Inc	7.00%	01/01/2022	2,222,000	0.10
6,350,000	Scientific Games International Inc	10.00%	01/12/2022	5,873,750	0.27
1,150,000	Sealed Air Corp	4.88%	01/12/2022	1,152,875	0.05
2,350,000	Sealed Air Corp	5.13%	01/12/2024	2,379,375	0.11
6,728,000	Seminole Hard Rock Entertainment Inc / Seminole Hard Rock International LLC	5.88%	15/05/2021	6,694,360	0.30
4,000,000	Serta Simmons Holdings LLC	8.13%	01/10/2020	4,255,000	0.19
4,000,000	Seven Generations Energy Ltd	8.25%	15/05/2020	3,860,000	0.18
6,265,000	Shearer's Foods LLC / Chip Finance Corp	9.00%	01/11/2019	6,891,500	0.31
3,100,000	Sirius XM Radio Inc	5.88%	01/10/2020	3,216,250	0.15
6,000,000	Sirius XM Radio Inc	5.75%	01/08/2021	6,180,000	0.28
3,000,000	Sirius XM Radio Inc	6.00%	15/07/2024	3,082,500	0.14
3,000,000	SITEL LLC / Sitel Finance Corp	11.00%	01/08/2017	2,988,750	0.14
2,000,000	SITEL LLC / Sitel Finance Corp	11.50%	01/04/2018	1,567,500	0.07

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
2,500,000	SM Energy Co	6.50%	15/11/2021	2,425,000	0.11
2,300,000	SM Energy Co	6.13%	15/11/2022	2,173,500	0.10
4,505,000	SM Energy Co	6.50%	01/01/2023	4,324,800	0.20
8,000,000	SM Energy Co	5.00%	15/01/2024	6,920,000	0.32
2,875,000	Smith Investment	8.00%	15/03/2017	0	0.00
18,000,000	SoftBank Corp	4.50%	15/04/2020	17,910,000	0.82
7,900,000	Southern Graphics Inc	8.38%	15/10/2020	7,959,250	0.36
2,290,000	SPCM SA	6.00%	15/01/2022	2,393,050	0.11
2,000,000	Spectrum Brands Inc	6.38%	15/11/2020	2,100,000	0.10
2,000,000	Spectrum Brands Inc	6.63%	15/11/2022	2,132,500	0.10
6,700,000	Speedy Cash Intermediate Holdings Corp	10.75%	15/05/2018	6,649,750	0.30
2,500,000	SPL Logistics Escrow LLC / SPL Logistics Finance Corp	8.88%	01/08/2020	2,675,000	0.12
4,350,000	Springs Industries Inc	6.25%	01/06/2021	4,273,875	0.19
2,500,000	Sprint Capital Corp	8.75%	15/03/2032	2,456,250	0.11
9,000,000	Sprint Communications Inc	8.38%	15/08/2017	9,765,000	0.44
4,050,000	Sprint Communications Inc	9.00%	15/11/2018	4,627,125	0.21
9,550,000	Sprint Communications Inc	7.00%	01/03/2020	10,337,875	0.47
5,800,000	Sprint Communications Inc	7.00%	15/08/2020	5,814,500	0.26
5,000,000	Sprint Communications Inc	11.50%	15/11/2021	6,075,000	0.28
20,000,000	Sprint Corp	7.25%	15/09/2021	19,950,000	0.91
8,750,000	Sprint Corp	7.88%	15/09/2023	8,662,500	0.39
4,000,000	Standard Pacific Corp	6.25%	15/12/2021	4,120,000	0.19
1,500,000	Steel Dynamics Inc	6.13%	15/08/2019	1,597,500	0.07
2,700,000	Steel Dynamics Inc	5.13%	01/10/2021	2,747,250	0.13
1,000,000	Steel Dynamics Inc	6.38%	15/08/2022	1,067,500	0.05
5,000,000	Steel Dynamics Inc	5.25%	15/04/2023	5,087,500	0.23
2,650,000	Steel Dynamics Inc	5.50%	01/10/2024	2,703,000	0.12
1,500,000	Stone Container Finance Co of Canada II	7.38%	15/07/2014	0	0.00
3,750,000	Summit Materials LLC / Summit Materials Finance Corp	10.50%	31/01/2020	4,181,250	0.19
8,000,000	Sun Products Corp	7.75%	15/03/2021	6,720,000	0.31
935,000	Synovus Financial Corp	7.88%	15/02/2019	1,044,863	0.05
2,000,000	Telecom Italia Capital SA	7.18%	18/06/2019	2,303,017	0.10
2,000,000	Telecom Italia Capital SA	7.72%	04/06/2038	2,231,929	0.10
10,500,000	Telecom Italia SpA	5.30%	30/05/2024	10,613,807	0.48
1,850,000	Tesoro Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp	6.25%	15/10/2022	1,863,875	0.08
10,000,000	Time Inc	5.75%	15/04/2022	9,712,500	0.44
1,550,000	T-Mobile USA Inc	6.54%	28/04/2020	1,608,125	0.07
7,000,000	T-Mobile USA Inc	6.25%	01/04/2021	7,192,500	0.33
1,300,000	T-Mobile USA Inc	6.63%	28/04/2021	1,332,500	0.06
4,000,000	T-Mobile USA Inc	6.13%	15/01/2022	4,080,000	0.19
5,350,000	T-Mobile USA Inc	6.73%	28/04/2022	5,543,938	0.25
3,800,000	ToII Brothers Finance Corp	5.88%	15/02/2022	4,075,500	0.19
2,000,000	ToII Brothers Finance Corp	4.38%	15/04/2023	1,965,000	0.09
1,650,000	Transfield Services Ltd	8.38%	15/05/2020	1,753,125	0.08
3,400,000	TRI Pointe Holdings Inc	4.38%	15/06/2019	3,374,500	0.15
2,900,000	TRI Pointe Holdings Inc	5.88%	15/06/2024	2,910,875	0.13
4,050,000	Trinidad Drilling Ltd	7.88%	15/01/2019	3,793,500	0.17
2,500,000	Twitter Inc	1.00%	15/09/2021	2,184,400	0.10
3,000,000	Univision Communications Inc	6.88%	15/05/2019	3,135,000	0.14
9,050,000	Univision Communications Inc	6.75%	15/09/2022	9,706,125	0.44
3,000,000	UPCB Finance VI Ltd	6.88%	15/01/2022	3,292,500	0.15
11,000,000	Valeant Pharmaceuticals International	6.38%	15/10/2020	11,577,500	0.53
4,000,000	Valeant Pharmaceuticals International Inc	6.75%	15/08/2018	4,260,000	0.19
250,000	Valeant Pharmaceuticals International Inc	5.63%	01/12/2021	254,688	0.01
8,000,000	Vanguard Natural Resources LLC / VNR Finance Corp	7.88%	01/04/2020	6,960,000	0.32
4,950,000	Vector Group Ltd	7.75%	15/02/2021	5,234,625	0.24
3,000,000	Videotron Ltd	5.00%	15/07/2022	3,067,500	0.14
4,800,000	Videotron Ltd	5.38%	15/06/2024	4,968,000	0.23
6,200,000	Viking Cruises Ltd	8.50%	15/10/2022	6,758,000	0.31
2,000,000	Virgin Media Finance Plc	6.38%	15/04/2023	2,105,000	0.10
9,000,000	Virgin Media Secured Finance Plc	5.38%	15/04/2021	9,405,000	0.43
1,585,000	Visant Corp	10.00%	01/10/2017	1,386,875	0.06
6,200,000	VTR Finance BV	6.88%	15/01/2024	6,401,500	0.29
2,400,000	Waterjet Holdings Inc	7.63%	01/02/2020	2,475,000	0.11
4,846,000	Wells Enterprises Inc	6.75%	01/02/2020	5,003,495	0.23
4,000,000	WESCO Distribution Inc	5.38%	15/12/2021	4,045,000	0.18

額面	名称	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	米ドル				
5,350,000	WEX Inc	4.75%	01/02/2023	5,189,500	0.24
1,750,000	WhiteWave Foods Co	5.38%	01/10/2022	1,806,875	0.08
1,200,000	Whiting Petroleum Corp	6.50%	01/10/2018	1,188,000	0.05
1,200,000	Whiting Petroleum Corp	5.00%	15/03/2019	1,128,000	0.05
8,100,000	Whiting Petroleum Corp	5.75%	15/03/2021	7,492,500	0.34
3,877,000	William Carter Co	5.25%	15/08/2021	4,012,695	0.18
4,000,000	William Lyon Homes Inc	8.50%	15/11/2020	4,330,000	0.20
2,850,000	William Lyon Homes Inc	7.00%	15/08/2022	2,878,500	0.13
3,800,000	Wind Acquisition Finance SA	4.75%	15/07/2020	3,614,750	0.16
18,000,000	Wind Acquisition Finance SA	7.38%	23/04/2021	17,010,000	0.77
2,200,000	Windstream Corp	7.75%	15/10/2020	2,282,500	0.10
3,250,000	Windstream Corp	7.75%	01/10/2021	3,339,375	0.15
75,000	Windstream Corp	7.50%	01/06/2022	75,938	0.00
3,000,000	WMG Acquisition Corp	6.75%	15/04/2022	2,647,500	0.12
2,200,000	Woodside Homes Co LLC / Woodside Homes Finance Inc	6.75%	15/12/2021	2,194,500	0.10
1,700,000	WR Grace & Co-Conn	5.13%	01/10/2021	1,748,875	0.08
1,300,000	WR Grace & Co-Conn	5.63%	01/10/2024	1,361,750	0.06
2,700,000	Wynn Macau Ltd	5.25%	15/10/2021	2,578,500	0.12
5,000,000	Zachry Holdings Inc	7.50%	01/02/2020	5,037,500	0.23
				<u>1,977,919,904</u>	<u>90.05</u>
	社債合計			<u>2,021,605,822</u>	<u>92.04</u>

株数	銘柄名称		評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
	普通株式			
	米ドル			
848	Atrium		0	0.00
40,000	Axiall Corp		1,697,200	0.08
22	Dawn Holdings USD Npv		0	0.00
50,413	General Motors Co		1,776,050	0.08
204,706	HMH Holdings		4,311,108	0.20
1,000	Holdings Co Inc PT		0	0.00
50,000	Huntsman Corp		1,151,500	0.05
6,126	Motors Liquidation Co GUC Trust		114,863	0.00
6	New Cotai LLC USD Npv (Placing)		0	0.00
40,000	Toll Brothers Inc		1,346,800	0.06
	普通株式合計		10,397,521	0.47
	優先株式			
	米ドル			
1,033	Spanish Broadcasting System Inc 10.75%		1,167,806	0.05
	優先株式合計		1,167,806	0.05
	新株予約権証券			
	ユーロ			
3,419	Truvo Subsidiary Corp Warrant 31/12/2020		0	0.00
	米ドル			
24,010	General Motors Co 10/07/2016		609,374	0.03
24,010	General Motors Co 10/07/2019		412,252	0.02
6,495	Masonite International Corp 09/06/2016		90,653	0.00
	新株予約権証券合計		1,112,279	0.05
額面	投資信託証券	利回り		
94,779,124	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund -X Class	0.205%	94,779,124	4.32
	投資信託証券合計		94,779,124	4.32
	投資資産合計		2,129,062,552	96.93
	先物取引			
枚数	名称		未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
162	90 Day Euro\$ Future June 2015	買建	7,598	0.00
156	U.S. Long Bond (CBT) March 2015	買建	412,809	0.02
136	U.S. Ultra Bond (CBT) March 2015	買建	798,177	0.04
81	90 Day Euro\$ Future September 2015	買建	8,954	0.00
	先物取引未実現利益		1,227,538	0.06
枚数	名称		未実現損失 (米ドル)	純資産 比率(%)
1,809	U.S. 5 Year Note (CBT) March 2015	買建	(430,016)	(0.02)
145	U.S. 2 Year Note (CBT) March 2015	買建	(55,844)	(0.00)
(58)	U.S. 10 Year Note (CBT) March 2015	売建	(8,282)	(0.00)
(586)	90 Day Euro\$ Future June 2017	売建	(350,208)	(0.02)
	先物取引未実現損失		(844,350)	(0.04)

外国為替予約取引

満期日		元本(買)	元本(売)	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
07/01/2015	US\$	38,125,082	EUR 30,571,996	1,128,469	0.05
07/01/2015	US\$	3,430,830	CAD 3,910,219	55,378	0.01
07/01/2015	US\$	16,684,191	CHF 16,088,015	491,425	0.02
外国為替予約取引未実現利益				1,675,272	0.08

満期日		元本(買)	元本(売)	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率(%)
07/01/2015	CHF	2,400,975	US\$ 2,480,936	(64,327)	(0.01)
07/01/2015	EUR	773,312	US\$ 957,430	(21,609)	(0.00)
外国為替予約取引未実現損失				(85,936)	(0.01)

現地通貨建 想定元本額	スワップ契約		未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
金利スワップ				
97,200,000	Interest Rate Swap (Barclays Bank Plc) (Fund receives Fixed 0.75%; and pays Floating USD LIBOR 3 Month) (19/03/2016)		264,792	0.01
15,975,000	Interest Rate Swap (Barclays Bank Plc) (Fund receives Fixed 3.25%; and pays Floating USD LIBOR 3 Month) (19/03/2024)		1,349,795	0.06
金利スワップ未実現利益			1,614,587	0.07

現地通貨建 想定元本額	スワップ契約		未実現損失 (米ドル)	純資産 比率(%)
金利スワップ				
18,280,000	Interest Rate Swap (Barclays Bank Plc) (Fund receives Floating EUR EURIBOR 6 Month; and pays Fixed 0.50%) (18/03/2018)		(171,297)	(0.01)
77,900,000	Interest Rate Swap (Barclays Bank Plc) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 2.25%) (18/03/2020)		(1,323,529)	(0.06)
203,000,000	Interest Rate Swap (Barclays Bank Plc) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 2.50%) (18/03/2022)		(4,769,343)	(0.21)
金利スワップ未実現損失			(6,264,169)	(0.28)

現地通貨建 想定元本額	スワップ契約		未実現利益 (米ドル)	純資産 比率(%)
クレジット・デフォルト・スワップ				
(75,000,000)	Credit Default Swap (Barclays Bank Plc) (Fund provides default protection on CDX.NA.HY.23-V1; and receives Fixed 5.00%) 20/12/2019		4,604,617	0.21
クレジット・デフォルト・スワップ未実現利益			4,604,617	0.21

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
社債	2,021,605,822	92.04
普通株式	10,397,521	0.47
優先株式	1,167,806	0.05
新株予約権証券	1,112,279	0.05
投資信託証券	94,779,124	4.32
先物取引未実現利益	1,227,538	0.06
先物取引未実現損失	(844,350)	(0.04)
外国為替予約取引未実現利益	1,675,272	0.08
外国為替予約取引未実現損失	(85,936)	(0.01)
金利スワップ未実現利益	1,614,587	0.07
金利スワップ未実現損失	(6,264,169)	(0.28)
クレジット・デフォルト・スワップ未実現利益	4,604,617	0.21
その他資産・負債	65,493,850	2.98
純資産	2,196,483,961	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年3月31日現在)

資産総額	114,148,091,385円
負債総額	223,711,174円
純資産総額(-)	113,924,380,211円
発行済口数	228,566,782,557口
1口当たり純資産額(/)	0.4984円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に對抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2016年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	106	1,584,718,042,550
合計	106	1,584,718,042,550

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6,748,612			8,541,657	
有価証券			13,297,906			12,097,990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1,842,228			1,527,034	
未収運用受託報酬			1,578,480			1,885,724	
未収収益			368,604			11,848	
繰延税金資産			826,971			1,079,356	
流動資産計			24,662,860	88.5		25,143,796	90.7
固定資産							
投資その他の資産			3,193,568			2,580,738	
投資有価証券		1,596,511			573,290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,587,056			1,997,448		
固定資産計			3,193,568	11.5		2,580,738	9.3
資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			599			580	
未払金			585,816			538,691	
未払収益分配金		229			242		
未払償還金		72			72		
未払手数料		585,514			538,376		
未払費用			3,406,376			4,518,812	
未払法人税等			957,171			888,102	
未払消費税等			470,936			205,603	
流動負債計			5,420,899	19.5		6,151,789	22.2
固定負債							
長期末払費用			6,285,478			7,097,924	
固定負債計			6,285,478	22.6		7,097,924	25.6
負債合計			11,706,378	42.0		13,249,714	47.8

期別	第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)			
純資産の部							
科目		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,867,795			13,545,174	
その他利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
繰越利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
株主資本合計			15,747,795	56.5		14,425,174	52.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		402,254			49,646		
評価・換算差額等合計			402,254	1.4		49,646	0.2
純資産合計			16,150,050	58.0		14,474,820	52.2
負債・純資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常 損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			14,066,674		11,823,135		
	運用受託報酬	* 2		9,173,012		6,961,333		
	その他営業収益	* 2		5,932,747		4,316,802		
	営業収益計			29,172,434	100.0	23,101,271	100.0	
	営業費用							
	支払手数料			6,754,210		5,363,613		
	広告宣伝費			139,448		102,758		
	調査費			6,692,987		5,350,334		
	委託調査費	* 2	6,692,987			5,350,334		
	委託計算費			220,885		159,321		
	営業雑経費			384,844		197,324		
	通信費		205,675			9,974		
	印刷費		147,770			161,506		
	協会費		31,398			25,843		
	営業費用計			14,192,375	48.6	11,173,351	48.4	
	一般管理費							
	給料			7,106,650		5,734,984		
	役員報酬		228,309			185,510		
	給料・手当		2,654,259			2,319,237		
	賞与		1,251,694			746,339		
	株式従業員報酬	* 1	1,027,305			797,337		
	その他の報酬		1,945,082			1,686,559		
	交際費			84,594		57,202		
	寄付金			71,518		63,290		
	旅費交通費			234,673		187,482		
	租税公課			83,891		71,744		
	不動産賃借料			416,707		268,044		
	退職給付費用			842,766		698,807		
	事務委託費			376,536		398,407		
諸経費			998,793		941,860			
一般管理費計			10,216,131	35.0	8,421,824	36.5		
営業利益				4,763,926	16.3		3,506,095	15.2

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外収益								
	収益分配金				49,958			502,884	
	受取利息				18,605			14,231	
	投資有価証券売却益				36,653			66,895	
	株式従業員報酬	* 1			—			59,655	
	為替差益				—			12,446	
	雑益				1,332			—	
	営業外収益計				106,549	0.4		656,114	2.8
	営業外費用								
	支払利息				138			—	
	株式従業員報酬	* 1			434,620			—	
	為替差損				33,391			—	
	投資有価証券売却損				1,065			8	
営業外費用計				469,216	1.6		8	0.0	
経常利益					4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
税引前当期純利益					4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
法人税、住民税及び事業税					2,267,605	7.8		1,978,986	8.6
法人税等調整額					18,387	0.1		△494,163	△2.1
当期純利益					2,115,267	7.3		2,677,378	11.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				2,115,267	2,115,267	2,115,267			2,115,267
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							166,854	166,854	166,854
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△884,732	△884,732	△884,732	166,854	166,854	△717,878
平成27年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050

第21期
(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成27年3月31日現在)	第21期 (平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																				
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,942,406千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,828,635千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">6,692,987千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,942,406千円	その他営業収益	5,828,635千円	営業費用		委託調査費	6,692,987千円	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,882,545千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">4,175,357千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,350,334千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,882,545千円	その他営業収益	4,175,357千円	営業費用		委託調査費	5,350,334千円
営業収益																					
運用受託報酬	2,942,406千円																				
その他営業収益	5,828,635千円																				
営業費用																					
委託調査費	6,692,987千円																				
営業収益																					
運用受託報酬	1,882,545千円																				
その他営業収益	4,175,357千円																				
営業費用																					
委託調査費	5,350,334千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

(リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,748,612	6,748,612	—
有価証券			
その他有価証券	13,297,906	13,297,906	—
未収委託者報酬	1,842,228	1,842,228	—
未収運用受託報酬	1,578,480	1,578,480	—
投資有価証券			
その他投資有価証券	1,596,511	1,596,511	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,748,612	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	13,300,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,842,228	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,578,480	—	—	—	—	—

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	—
有価証券			
其他有価証券	12,097,990	12,097,990	—
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	—
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	573,290	573,290	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	12,100,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,527,034	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,885,724	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1,596,511	594,511	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13,297,906	13,297,906	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)		売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
285,818	36,653		1,065		568,887	66,895		8	

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。		1. 採用している退職給付制度の概要 同左	
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。		2. 退職給付費用に関する事項 同左	

(税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>未払費用 735,838千円</p> <p>未払事業税 67,023</p> <p>その他 24,108</p> <p style="text-align: right;">小計 826,971</p> <p>繰延税金資産（流動資産） 826,971</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>長期未払費用 1,710,136</p> <p>その他 69,177</p> <p style="text-align: right;">小計 1,779,313</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 △192,256</p> <p style="text-align: right;">小計 △192,256</p> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額 1,587,056千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>未払費用 980,373千円</p> <p>未払事業税 64,201</p> <p>その他 34,781</p> <p style="text-align: right;">小計 1,079,356</p> <p>繰延税金資産（流動資産） 1,079,356</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>長期未払費用 1,939,534</p> <p>その他 81,558</p> <p style="text-align: right;">小計 2,021,092</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 △23,644</p> <p style="text-align: right;">小計 △23,644</p> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額 1,997,448千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 35.64 %</p> <p>（調整）</p> <p>賞与等永久に損金に算入されない項目 10.62 %</p> <p>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正 5.57 %</p> <p>その他 0.11 %</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.94 %</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 33.06 %</p> <p>（調整）</p> <p>賞与等永久に損金に算入されない項目 3.02 %</p> <p>その他 △0.40 %</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.67 %</p>

<p style="text-align: center;">第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法人税等調整額が245百万円増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>

(セグメント情報等)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14,066,674	9,173,012	5,932,747	29,172,434

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,087,105	4,085,328	29,172,434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,828,635 2,942,406 6,692,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,452,937	有価証券 未払費用	13,297,906 287,201
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ 人事・総務・施設管理 業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費	6,803,100	未払費用 長期未払 費用	2,791,417 6,188,739
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,975,463
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベスト メント・ストラ テジー・ LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未収収益	354,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第21期
 (自 平成27年4月1日
 至 平成27年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費(注1)	4,175,357 1,882,545 5,350,334	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

(1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,115,267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、株主総会の決議により、2016年1月1日付けで株券の不発行に関する定款の変更を行いました。営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

信託約款

追加型証券投資信託 GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド

運用の基本方針

信託約款第 23 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益証券および外国投資証券を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として、投資適格未満に格付けされた債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、通常の状況において、資産の 3 分の 2 以上を投資時点で投資格付未満に格付けされた高利回りの債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)から構成される高い水準のトータル・リターンを目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
- ③ 投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ⑥ パークレイズ・US・コーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ⑦ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイーに投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- ② 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 指定投資信託証券、コマースャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資

信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

2004 年 11 月 10 日以降、毎月決算を行い、毎計算期末(原則として、毎月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条

- この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条

- 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条

- 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条

- 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条

- この信託の期間は、信託契約締結日から第 45 条第 7 項、第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項

たは第 50 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託契約締結当初の受益者に関し、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、1,000 億口¹を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第 25 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以

下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)(にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。))を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、

¹ 第 3 条の信託金を 1 口 1 円で計算した口数とします。

当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 3.50%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等)を含みます。があるとき委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。
- 第 16 条 [削除]
- 第 17 条 [削除]
- 第 18 条 [削除]
- 第 19 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
 - 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 21 条 委託者(第 23 条の 2 に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- コマーシャル・ペーパー
 - 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 預金
 - 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - コール・ローン
 - 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第 21 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項で準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 20 条ならびに第 21 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第 25 条、第 31 条乃至第 33 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

- 第 22 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。
- 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
 - 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

- 第 23 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 23 条の 2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・
インターナショナル
所在地： 英国ロンドン市
商号： ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティー
イー
所在地： シンガポール
委託内容： 投資信託証券および為替の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものを含みます。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有

する行為

- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(投資信託証券の登録の管理)

第 27 条 投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

第 28 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることも、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を高めるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2004 年 9 月 17 日から 2004 年 11 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 39 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に

対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 43 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者

の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。))に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 45 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第 2 項を除きます。))に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。))は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ [削除]
- ⑨ [削除]
- ⑩ 本信託約款の如何なる規定も、民法 650 条の委託者に対する適用または類推適用を妨げるものと解釈されてはなりません。但し、民法 650 条の適用または類推適用を妨げる強行法規が存在する場合は、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 45 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日の一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日以前に行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。))があると委託者が判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第46条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第46条第4項中「第1項」とあるのは「第45条第7項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
 1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
 - ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとし、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2004 年 9 月 17 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(附 表)

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第 21 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー
ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ II

アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド